

2019年3月28日

## 第33期期末配当の取扱いに関するQ&A

### Q. 1 今回の配当を行う理由は何ですか？

当社は従前より安定的かつ継続的配当を基本方針としており、当初公表のとおり1株あたり3円の配当を実施いたします。

### Q. 2 利益剰余金ではなく、資本剰余金から配当することはできますか？

会社法では、「分配可能額」（「その他利益剰余金」＋「その他資本剰余金」＋「各種調整」）の範囲内であれば、当期純利益がなくても、配当を行うことが可能です。第33期（平成30年12月期）の期末配当は、この「分配可能額」のうち、「その他資本剰余金」より支払いを行うものです。

### Q. 3 資本剰余金とは何ですか？

一般的に、資本剰余金（「資本準備金」＋「その他資本剰余金」）とは、株主様から払込まれた出資金（払込資本等）のうち、資本金に組入れられなかった部分になります。

### Q. 4 今回の配当は、すべて資本剰余金からの支払いですか？

全額、資本剰余金（その他資本剰余金）からの配当となります。

### Q. 5 「取得価額の調整」とは何ですか？

今回の配当支払い（「資本の払戻し」に該当します）がなされた場合、税法上、株主様が保有されている当社株式の取得価額を減額する必要があります。

今後の税務上のお取扱い等に関しては、減額後の新しい取得価額に基づいて、譲渡所得等を算出する必要があります。

### Q. 6 「みなし配当」とは何ですか？

会社法上は配当にあたらずとも、税法上、配当として課税されるものを「みなし配当」といいます。通常の配当と同様に源泉徴収されます。

今回の1株当たり配当3円のうち、「みなし配当」金額は0.3235297815円です。

### Q. 7 取得価額の調整はどうしたらいいのですか？

取得価額の調整割合等は、当社より「ほふり（証券保管振替機構）」を通じて証券会社等の口座管理機関にもご通知しておりますので、お取引の証券会社等にお問合せください。

取得価額の調整の計算式につきましては、「第33期 期末配当に関するご説明」の

1. (3)をご参照ください。詳しい計算方法につきましては、最寄りの税務署または税理士等にお問合せください。

**Q. 8 1000株しか保有していなくても、取得価額の調整をしなければならないのですか？ また、確定申告をする必要がなくても、取得価額の調整をしなければならないのですか？**

今後、当社株式の追加購入や売却などを行われる際に取得価額や譲渡所得が正確に算出されないおそれがあります。

お手数ではございますが、お取引の証券会社等にお問合せのうえ、取得価額の調整についてご相談ください。

**Q. 9 みなし譲渡損益や取得価額の調整などを計算してほしい**

正しい計算には取得価額などの正確な情報が必要であるほか、株主様個々のご事情によって計算が異なる場合がございます。お手数ではございますが、お取引の口座管理機関（証券会社等）や最寄りの税務署など、専門家へのご相談をお願い申し上げます。

**Q. 10 確定申告における「配当控除」の対象にはならないのですか？**

今回の配当は所得税法上の「配当所得」に該当しません。そのため配当控除の対象になりません。

**Q. 11 「資本の払戻し」とは何ですか？**

資本剰余金は、株主様からの払込資本等（出資金）としての性質をもっていますので、それを原資とする配当は「資本を株主様に払戻した」と考えられます。

従って「その他資本剰余金」からの配当は「資本の払戻し」とみなされ、税務上の配当所得にあらず、譲渡所得とみなされます。

**Q. 12 みなし譲渡とは何ですか？**

今回の配当支払いに伴う「資本の払戻し」においては、実際には株式の譲渡は生じませんが、税法上、株主様が保有する当社株式の一部を当社に譲渡したものとみなされることになるため、税務上「みなし譲渡」と呼ばれます。

「みなし譲渡」の場合には、株主様の保有されている当社株式数が減ることはありませんが、株主様が保有されている当社株式の取得価額が減少します。

なお、この減少する取得価額が、当社に対する株式譲渡の譲渡原価となり、今回の「みなし譲渡」である配当との差額分が株主様の譲渡所得となります。

**Q. 13 利益剰余金からの配当と取扱いが異なる点は何ですか？**

「みなし譲渡」については、配当所得に該当しないため所得税等が源泉徴収されず、配当控除の対象になりません。

また、「みなし譲渡損益」を算出していただき、原則として株主様ご自身で確定申告していただく必要があるほか、所得税法の規定により、今後当社株式を売却される際に、減額後の新しい取得価額に基づいて、譲渡所得等を算出する必要があります。

「みなし譲渡損益」の計算や株式取得価額の調整、確定申告の要否につきましては、「第31期期末配当に関するご説明」をご高覧のうえ、お手数ではございますが、お取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士等にご相談くださいますようお願いいたします。

#### **Q. 1 4 純資産減少割合とは何ですか？**

「みなし譲渡」によって生じる譲渡所得の計算や、保有する株式の取得価額の調整などを行う際に必要となる数値で、今回の「純資産減少割合」は0.037です。

詳細はお取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士等にお問合せください。

以上